

令和 7 年 9 月 1 2 日

被扶養者の認定に係る収入要件の取扱いについて

地方公務員等共済組合法運用方針の一部が改正されたことに伴い、19 歳以上 23 歳未満（組合員の配偶者を除く）の被扶養者の年間収入の額に係る認定要件が 130 万円未満とされていたところ、150 万円未満として取り扱うこととされました。（令和 7 年 10 月 1 日から適用）令和 7 年 10 月 1 日以降の被扶養者の認定に係る収入の捉え方については、下記のとおりとなります。

記

認定申請者の区分	60 歳未満の者	<u>19 歳以上 23 歳 未満の者 （組合員の配偶者 を除く。）</u>	60 歳以上の者	障害年金を 受給している者
年 額	1,300,000 円未満	<u>1,500,000 円未満</u>	1,800,000 円未満	1,800,000 円未満
月 額	108,334 円未満	<u>125,000 円未満</u>	150,000 円未満	150,000 円未満
日 額	3,612 円未満	<u>4,167 円未満</u>	5,000 円未満	5,000 円未満